

【検討項目 1】 区費のご提案

NO.1

区費に関して、区民の皆さまから頂いているご意見

- ① 区費が高いのではないかな？
- ② 他地区の区費は一体どの程度なのか？
- ③ 区内の行事を見直して、区費を安くできないかな？
- ④ 区費支払い基準が、よくわからず不公平感がある。
- ⑤ 区費を一旦下げても、何かの要因で再値上げが発生しないようにしておく必要がある。

皆さまの意見を基にした、区費の現状について

- ① 各地区の区費について問い合わせしても、区の状況（区財産がある、神社・寺を有している、いない又、戸数が多い・少ない）等によりまちまちであり、虫尾区の区費が高いか安いかは、軽々に判断できない。
- ② 各年度毎に、区費収入は年々減少傾向なるも収入-支出で大きく赤字にはなっていない。
- ③ コロナ禍により、従来実施していた行事が遂行できず、残金が多くある。
- ④ 繰越金残金が多いため、適正な収支状況に改善する必要がある

現状把握 1 繰越金の推移

NO.2

年度	収入	区費	支出	繰り越し
平成20	2,350,531		2,223,925	12,606
21	2,682,221		2,121,022	56,199
22	1,928,412		1,978,224	511,387
23	2,021,206		1,928,841	603,752
24	1,938,471		1,909,287	632,036
25	1,867,896		1,818,575	682,257
26	1,955,288	1,624,000	1,787,828	849,717
27	2,398,932	1,647,750	2,237,611	1,010,938
28	1,925,454	1,575,250	1,846,522	1,089,870
29	1,852,236	1,571,750	1,781,580	1,160,626
30	1,776,287	1,561,750	1,721,408	1,215,505
令和 1	1,874,447	1,526,750	1,663,450	1,426,502

繰越金が、年々増加してきている。
R2年度もコロナ禍の影響で、行事が遂行できず、残金が多くなり
繰越金が増加する見込みである。(約35万円)
R3年度も少なからず影響が考えられる。

課 題

1.繰越金を区費減額の一部として活用してはどうか？

2.繰越金の使途が明確でなく、適正繰越金額を大まかに決めておく必要がある

現状把握 2 区費支払いの矛盾点

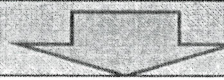
NO.3

区費納入に関する規約付属細則の表現

第2条 第26条の区民とあるのは世帯の代表者と読み替え、1世帯年額15,000円とする。

以降、2～4項目で区入り協力金の支払いや、入区、退区時の区費の扱いについての説明あり。

5 区費は、役員会で区民、団体など個々の実態を勘案し、増減することができる。



問題点

- ① 現状の区費徴収は、世帯という表現があるがこれには「同一世帯」や「別世帯」等あり、生計を共にしている又は、別にしている等で判断が判れます。
紛らわしい表現は訂正しておく必要あり。
- ② 過去、役員会の中で個々の実態に応じて、増減をしてきた経緯があるが明確な基準には基づいておらず、その時の判断で実施してきた。
今後、高齢化が進む区の現状の中、区費の減額を要請されても、役員会で決定するのが非常に難しく、区費の統一性を検討しておく必要がある。

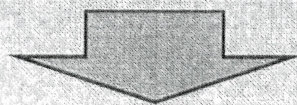
今後に向けた区費のご提案について

NO.4

課題 1 区費を下げられないか？

- ① 繰越金が増加し、1年間の区費に匹敵するくらいになっている。
当面の間、区費を下げて繰越金の充当で運用が可能である。
- ② 一方で、今年公会堂のエアコンの取替を実施したが、動力の電気代の基本料が不要となる(月8千円程度)年間では、10万円程度軽減となる予定である。
- ③ 又、今年のコロナ禍の影響で、1昨年の新年会及び総会の懇親会は中止となりR2年度も中止となった。この機会に懇親会についてもお世話頂く方の負担軽減や、公会堂のガスボンベの使用の見直し等で、経費の削減が可能である。
- ④ 今後は、区内助成金、行事費の検討により区費収入に見合った予算執行に努めて行く

結 論



現状の区費の15,000円、10,000円を、12,000円に統一する

根 拠

役員会の中で金額について、論議したが月1,000円の年間12,000円が妥当ではないかという結論に達した。

令和3年度の区費にて試算すると、(現状頂いている区費で試算)

見込み区費 ¥1,568,000円である。

各戸¥12,000円の条件で試算すると、区費 ¥1,350,000円となる。

差額 △ 218,000円となる。(16%の減収)

区費の減収分を補う対策が必要である。

減少対策

- ① R2年10月28日に工事した公会堂のエアコン取替により、電気代で8～10万円程度削減可能である。
- ② 前段でお伝えしたように、繰越金が多くなっており減収分の補填に使用する。
- ③ コロナ禍を経験し、今まで実施してきた行事内容の見直しにより、支出を抑える工夫をし、徐々に支出を抑えていく。



上記減少対策の実施により、区費を1世帯当たり¥12,000円にしても対応が可能と考える。

1. 虫尾区規約付属細則の改定について

*現在、三田市に確認すると虫尾区の世帯数は、139世帯となっている。
しかし、現実には区費を頂いてるのは、区民名簿に記載されている世帯から徴収している。

*このことは、付属細則 第2条の「区民とあるのは世帯の代表者と読み替え、1世帯年額15,000円とする」と明記されている。
一般的に「世帯」と表現すると、解釈が判りにくいので、
「区民とあるのは、区民名簿の記載者を代表者と読み替え、同一・別世帯関係なく1世帯と扱い、年額〇〇,〇〇〇円とする。」
という表現に改めてはどうか？

適正な繰越金とは

- ① 繰越金については、いざという時のために多いほど良い。
- ② 区費を下げるために繰越金を使用し、足らなくなったら区費の再値上げは困難である。等の考え方があるのは事実です。
しかし、区の行事で今後、大規模な行事(一般会計)をする場合は、事前に周知、予算措置が必要となります。時期が未定である内容をプールしておくより、今使用して、適正な繰越金はどのくらいが適正か？決定すれば良いとの意見となりました。

この件に関しましてご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

【検討項目 2】 道づくりに関する(出不足金)ご提案

* 道づくりへの参加と、出不足金に対する区民の皆様の意見

NO.7

- ① 高齢化に伴い、歩行も難しい状況になってきた。(参加したくてもできない)
出来たら出不足金は免除してほしい。
- ② 今後は、年々高齢化が進み参加者減により、1人にかかる負担が大きくなってくる。
等々

* 虫尾区における「道づくり」の意義について

- ① 道づくりは、クリーンデー以外の虫尾区における年1回の奉仕活動であり、生活道路の保全、共用場所(公会堂、健康広場 等)の清掃等、区民全員で協力して実施する貴重な活動である。従って、今までから色々な理由があるとしても出不足金として1戸当たり3,000円を頂いてまいりました。
- ② 今まで、その意図を十分に理解し、活動を続けてこられた方もご高齢になられ、どうしても参加が無理な方まで出不足金を頂くのか？ということから役員会で検討をいたしました。

役員会での取り決め事項

NO.8

1家庭に80歳以上の方だけで生活されている方、もしくは1人だけで生活されている方で参加できない場合は、申し出により出不足金を免除することが出来る。

但し、現在80歳以上の方でも、積極的に協力いただいている方もおられます。今後共、よろしくお願いいたします。

この件に関しましてご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

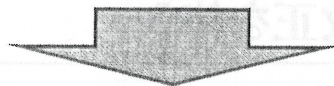
【検討項目 3】 役員報酬に関するご提案

NO.9

1. 役員の報酬については、今まであまり論議にはなっていなかったのですが、規約には、次の通り決められております。第3章の役員の中、第11条(役員の報酬)があり、その中には「役員の報酬は別に定める」とあります。
しかしながら、特に定めのないまま現在に至っております。
2. 現在、区の執務に対する対価として、「業務推進費」と「対外活動費」という名目で区長が、区より役員を代表してお預かりします。
「業務推進費」が50,000円、「対外活動費」が60,000円の計110,000円でありこのお金の分配についてのきめがなく、今までの慣例で区長以外の方は無報酬となっていたのが現状ではなかったか?と思います。

*このことに関しまして、他地区・自治会にお聞きした所、役員報酬を決めて支払いをしているという地区の方が多くありました。

この問題は、他地区が実施しているからというようなことではありませんが、各役員の方が区のために携わって頂いている対価を支払うのが良いとの判断に至りました。



各役員への報酬額を取り決めし、規約細則にこのことを明記する。

「役員報酬(案)」

・区 長	50,000円	環境委員	5,000円
・副 区 長	5,000円	防災委員	5,000円
・会 計	10,000円	農会委員	5,000円
・お祭り委員(正)	10,000円	公会堂委員	5,000円
・お祭り委員(副)	5,000円	顧 問	2,000円
・隣 保 長 (5,000円×4人)	20,000円		
支払い合計			122, 000円

* 役員報酬に関しては、予算書の行事費の中に「役員報酬」という項目を定めて記載する。

* 「業務推進費」「対外活動費」は抹消とし、区長が団体の総会、新年会への出席時支払うお祝い金等は、「接待交際費」を新設し会計処理を行う。

* 上記内容については、規約の改正を伴う。

この件に関しましてご意見等ございましたら、よろしく願ひいたします。